

『育児支援に関する学内制度』 を活用しましょう！

平成22年7月1日現在

1. 育児休業制度



3歳に満たない子を養育する職員は、3歳の誕生日の前日まで育児休業をすることができます。育児休業中は無給ですが、雇用保険から育児休業給付金（子が1歳になるまで）が支給されます。

☆コロナガイドブックP8参照

5. 産前休暇制度



8週間（多胎妊娠の場合は14週間）以内に出産予定の職員が休暇を取得することができます。※非常勤職員は無給です。

6. 産後休暇制度



出産した職員が出産の翌日から8週間を経過する日までの期間、休暇を取得することができます。
※非常勤職員は無給です。

2. 育児短時間勤務制度

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、次のいずれかの形態により希望する日及び時間帯において勤務することができます。給与は勤務時間に応じた額が支給されます。



- ①1日当たり6時間（週30時間）
- ②1日当たり3時間55分（週19時間35分）
- ③1日当たり4時間55分（週24時間35分）
- ④週3日（週23時間15分）
- ⑤週2日半（週19時間25分）
- ⑥変形労働制や裁量労働制等の適用を受ける職員は別途勤務形態があります。
※パートタイム非常勤職員は適用されません。

3. 育児時間制度



小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、勤務時間の始め又は終わりにおいて2時間を超えない範囲内で勤務しないことができます。給与は勤務しない時間について減額されます。
※パートタイム非常勤職員は適用されません。

4. 所定外労働・時間外労働・深夜業の制限



小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員は、所定の勤務時間を超える勤務、1ヶ月24時間、1年150時間を超える時間外労働、深夜（午後10時から午前5時まで）労働を制限することができます。
※請求するための要件があります。

7. 保育休暇制度



生後1歳に達しない子を育てる職員は、子の保育を行う場合、1日2回各30分以内で休暇を取得することができます。
※非常勤職員は無給です。

8. 出産付添休暇制度



配偶者が出産する場合、2日の範囲内で休暇を取得することができます。※非常勤職員は適用されません。

9. 育児参加休暇制度



配偶者の出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する男性職員が、配偶者の産前・産後期間において14日の範囲内で休暇を取得することができます。※非常勤職員は適用されません。

10. 子の看護休暇制度



小学校就学前の子を養育する職員は、病氣やケガをした子の看護、疾病の予防（予防接種又は健康診断の受診）を図るために必要な世話をする場合、1年（暦年）に10日の範囲内で休暇を取得することができます。
※非常勤職員は無給です。



詳しくは所属する総務担当
又は人事課人事担当に
ご照会ください。

